

第 1 号

平成26年第2回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第56号

平成26年6月3日（火） 山ノ内町役場議場に開く。

平成26年6月3日（火） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 報告第2号 平成25事業年度山ノ内町土地開発公社決算の報告について
 - 4 報告第3号 専決処分の報告について
専決第11号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 5 報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話料金）
 - 6 報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）
 - 7 承認第2号 専決処分の承認について
専決第3号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）
 - 8 報告第6号 平成25年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について
 - 9 承認第3号 専決処分の承認について
専決第4号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
専決第5号 平成25年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
専決第6号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
専決第7号 平成25年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
専決第8号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - 10 承認第4号 専決処分の承認について
専決第9号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
専決第10号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第33号 よませ保育園改修工事（建築）請負契約の締結について
 - 12 議案第34号 北信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北信地域町村交通災害共済事務組合規約の全部変更について
 - 13 議案第35号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）
 - 14 議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（16名）

1番	小根澤 弘 君	9番	黒岩 浩一 君
2番	望月 貞明 君	10番	徳竹 栄子 君
3番	西 宗亮 君	11番	湯本 市蔵 君
4番	田中 篤 君	12番	小渕 茂昭 君
5番	布施谷 裕泉 君	13番	山本 一二三 君
6番	高山 祐一 君	14番	小林 克彦 君
7番	高田 佳久 君	15番	渡辺 正男 君
8番	山本 良一 君	16番	児玉 信治 君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 河野 雅男 議事係長 常田 和男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹節 義孝 君	副 町 長	小林 央 君
教育委員長	村上 温 君	教 育 長	佐々木 正明 君
会計管理者	花岡 佳昭 君	総務課長	内田 茂実 君
税務課長	大井 良元 君	健康福祉課長	成澤 満 君
農林課長	生玉 一克 君	観光商工課長	藤澤 光男 君
建設水道課長	渡辺 千春 君	教育次長	柴草 隆 君
消防課長	阿部 好徳 君		

(午前10時00分)

議長（児玉信治君） おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

平成26年第2回山ノ内町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には公私ご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

6月1日には、市川海老蔵「いのちを守る森」づくり＝ABMORIの植樹活動が、幸い天候にも恵まれ、県内外からの応募者や町内参加者など大勢の皆様方にご参加をいただき、盛大に開催されました。所期の目的でもあります多くの皆様に森とのかかわりを持っていただけたのではないかと思います。当議会からも多くの議員各位にご参加をいただき、厚く御礼を申し上げます。植樹された苗が大きく育ち、やがて大災害にも負けない豊かな森となり、人々の命を守る本物の森となることを心から願うものであります。

さて、本定例会に提出されました諸議案につきましては、後刻町長より説明がありますが、議員各位におかれましては、十分なる審議と円滑な議会運営にご協力をお願いいたします。

また、一般質問には12名が通告しております。質問は当然のことながら事務的内容を避け、町の行財政施策を大所高所から建設的立場で簡明かつ能率的に行っていただきたいと思っております。

町長を初め、理事者、管理職各位には明解なご答弁を期待するとともに、諸般の議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

議長（児玉信治君） 会議に入る前に、執行機関側の座席の変更について申し上げます。

去る4月1日付で就任されました村上 温教育委員長並びに4月1日付人事異動に係る執行機関側の座席表をお手元に配付してありますので、ご確認をお願いいたします。

ここで、人事異動により新たに出席を願っている管理職から、順番に自己紹介をお願いいたします。

(管理職自己紹介)

(開 会)

(午前10時03分)

議長（児玉信治君） ただいまの出席議員数は16名であります。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成26年第2回山ノ内町議会定例会を開会いたします。

クールビズについて申し上げます。

節電と省エネルギー対策推進の一環として、本年もクールビズを実施することとしました。本定例会ではノーネクタイ、ノー上着を認めますのでご承知願います。

議長（児玉信治君） 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 改めて、おはようございます。

連日夏が続いておりますが、本日ここに平成26年第2回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき開会できますことに厚く御礼申し上げます。

4月30日、道の駅も16年余で来場者300万人を超えることができました。観光案内や地元の特産品、新鮮な野菜、果物の販売、地粉100%のそばの提供など、出店者のご協力をいただいたことに感謝申し上げますとともに、これからも陸路の玄関口として、役職員とともに出店者のご協力をいただき、利用者のニーズを大切にサービス向上、施設や沿道景観の整備に努めてまいります。

今月10日から13日の、ストックホルムで開催されるMAB計画国際調整理事会を前に、志賀高原ユネスコエコパークのほぼ全町へのエリア拡大が内定された旨、文部科学省から内報が届きました。9月19日、20日開催の全国サミットへの弾みになるとともに、新たにブランドマークの策定中であります。現在申請済みの東小学校のユネスコスクールの取り組みとともに、観光や農業のブランド化による活性化、環境教育の充実に努めてまいります。

毎年、大阪、東京、名古屋を中心にJA志賀高原とトップセールスに出かけるとともに、市場や仲卸の皆様をお招きし、町内の現場案内、情報交換を重ねておりますが、5月24日、関係者との懇談を行ったところ、JA志賀高原のリンゴ、桃、ブドウなど、大変好評であり、出荷量をふやしてほしいとの声がたくさんいただきました。農作業の軽減、生産性の向上の施策とともに、消費者ニーズに沿ったおいしい果物、農家の皆さんが丹精込めて生産いただいた果実やキノコを、JAとともに有利販売に努めてまいります。

ことしも猟友会のご協力をいただき、住民、観光客、農作業の安全、農作物の保護のため、パトロールの実施や電柵、くくりわななどにより、有害鳥獣対策にも努めてまいります。ちなみに、猟友会のパトロールも3年目になりますが、昨日から実施いたしております。

6月1日、信州・志賀高原から始まる市川海老蔵「いのちを守る森」づくり＝ABMORI植樹も、海老蔵さんの社会貢献としてギャラ等もなく企画され、初めてであり、イベント内容も公表が2月20日記者会見以降ということで不十分な点もありましたが、天候にも恵まれ、北は東北宮城から、東京、大阪、京都、四国、西は九州、大分などとともに、4小学校の児童や町内参加者、スタッフなど約1,100名余の皆さんにより、17種8,500本の植樹が盛大に開催することができました。宿泊者も、全体把握はできておりませんが、海老蔵さんとの植樹のいい思い出ができた、おかげさまで初めて志賀高原を知った、地元の方からも閑散期、いいお客さんだった、来年もぜひなどと喜ばれました。改めて参加者、関係者にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

既に、来年の日程も決まっておりますので、とりわけ募金活動が思うように集まりませんでしたので、これからは募金やグッズ販売の継続、県森林税の充当のほか、県からは特別交付税

のご配慮もいただくとともに、次年度には新たに補助制度の活用、ゆうちょ銀行への口座開設など、財政面での取り組みも充実してまいります。県内外のテレビ、新聞の報道、日本テレビからは特別番組の制作、放映の企画もあり、海老蔵さんや宮脇先生、長野県のご協力に重ねて感謝申し上げますとともに、全職員に感想、提言を現在募っており、次回の実行委員会で十分総括し、ABMORI活動の充実、発展の取り組みは、観光地としての知名度やグレードアップ、誘客にもつながりますし、ABMORIはリピーター効果とともに森林セラピー、志賀高原ユネスコエコパークの波及、農産物のPRなど、大いに期待できるものと思っております。

さきに日本創生会議・人口減少問題分科会による発表では、当町の30年後、2040年に出産可能性の高い20代から30代の女性の減少率、県下ワースト4の71.3%と発表され、大変衝撃を受けるとともに、第5次総合計画や若者定住アクションプランに沿って施策を進めてまいりましたが、平成28年度からの後期5カ年計画の中へ、前期5カ年の総括を踏まえ対応策を充実してまいりたいと思います。議員各位にも、中長期的な視野に立っての積極的なご提言と施策執行にご協力をいただきたいと思っております。

マイカー時代とともに年々路線バスの利用者も減り、赤字が続く中、長電バスより、「来年3月をめどに廃止を含め見直し（案）」が示されました。町内では、上林線、須賀川線が対象となりますが、従来から国・県で赤字額の一部を補填して維持してまいりました。今回は、国・県補助を除く長電バス負担分が、経営上大変厳しいとのことでの見直し案であり、町としては、公共交通の維持により交通弱者を守る立場で、長電バス負担を町で補助も視野に入れ、長電バス等路線バス運行確保について協議してまいりたいと思っております。町としては、来年3月、新幹線飯山駅開業もあり、公共交通会議を通じて、利用者の増を図るよう今後も努めてまいります。

さて、本議会にご提案申し上げます案件は、報告事項5件、専決処分の承認8件、工事請負契約の締結1件、北信地域町村交通災害共済事務組合理約の変更1件、平成26年度山ノ内町一般会計補正予算1件、条例の一部改正1件の合わせて17件でございます。

十分ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（児玉信治君） ここで、4月1日付で就任されました村上 温教育委員長からご挨拶をいただきます。

村上温教育委員長、登壇。

（教育委員長 村上 温君登壇）

教育委員長（村上 温君） おはようございます。村上温でございます。

議長さんから紹介されたように、4月の教育委員会定例会で法令に基づく互選により委員長に選任されました。

もとより私は、長たる器にあらずという自覚を持っておりますし、また、高齢者でもあります。しかし、選任された以上、その職にある間は、今まで以上に真剣に町の教育課題に取り組

みたいと覚悟を新たにしております。その存念を申し上げる機会を与えられましたことに感謝いたします。教育委員の同僚諸氏の協力をいただきながら、町民の代表である議員の皆さんの理解をいただきながら、微力を尽くしたいという思いでいっぱいであります。

ほなみふれあいセンターにあった町議会会議録を読ませていただきました。議員の皆さんが該博な知識と綿密な調査のもとに質問されていることに驚くと同時に敬意を表します。

ご承知のように、小学校の教育環境をめぐる問題が、山ノ内町教育委員会の当面する最重要課題であります。教育委員会の考え方も呈しながら、議会の同意を得て発足した審議会の議論の結果を待ちたいと考えております。

ところで、議員のお一人が、以前言及された教育学者の佐藤 学先生が、「学力を問い直すー学びのカリキュラムへ」という冊子の中で、公立学校は教科を学ぶところであるだけでなく、多様な考え方や個性を学ぶところであり、多様な能力や個性を持った人とともに生きることを学ぶ場所だという趣旨のことを言っておられたと記憶しております。私もそうだと思います。そうしたことの実現の一翼を担えればと願っています。そのためには、実際の現場を預かる学校の先生方のご理解とご協力が不可欠なことは言うまでもありません。

最近、スティーブ・ジョブズというアップルコンピューターの創業者のスタンフォード・コメンズメント・スピーチという、スタンフォード大学での卒業式での学生に向かってのスピーチとしての話を読む機会がありました。スピーチの最後で、学生にこう呼びかけて結びにしていました。「ステイ・ハングリー、ステイ・フーリッシュ」、ハングリー精神で生きなさい、愚直に生きなさいというふうに私は勝手に解釈しています。

また、私の信条の一つは、古典ラテン語でいうフェスティナーレンテ、ゆっくり急げであります。

議員の皆さんのご理解とご支援をお願いして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

開 議

議長（児玉信治君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（児玉信治君） 諸般の報告を行います。

最初に、請願、陳情の受理及び取り扱いについて申し上げます。

去る5月26日の議会運営委員会までに受理しました請願書は2件、陳情書は3件であります。

会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いいたします。

なお、3月定例会で可決されました2件の意見書につきましては、3月24日付で関係行政庁へ送付をいたしました。

次に、管内視察について申し上げます。

常任委員会の調査活動として、毎年6月定例会に実施しております管内視察につきましては、常任委員会ごとに所管する課長等と協議の上、期日までに実施されますようお願いいたします。

次に、一部事務組合の議会関係について申し上げます。

去る3月25日には、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、条例の制定及び一部改正並びに平成25年度一般会計補正予算及び平成26年度同予算など、7議案いずれも原案のとおり可決されました。

3月27日には、北信保健衛生施設組合議会定例会が開催され、条例の一部改正並びに平成25年度2特別会計補正予算及び平成26年度一般会計予算を初め、3特別会計予算などすべて原案のとおり可決されました。また、監査委員には中野市の藤田忠良氏が選任、同意されました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（児玉信治君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

1番 小根澤 弘 君

2番 望 月 貞 明 君

3番 西 宗 亮 君

を指名します。

2 会期の決定について

平成26年第2回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期17日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
6. 3	火	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第2～第6号 承認第2～第4号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第33号～第36号
3	火				上程、提案説明

		議会全員協議会	本会議終了後		
4	水	休 会			
5	木	休 会			
6	金	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
7	土	休 会			
8	日	休 会			
9	月	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
10	火	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問 議案第33号～第35号 質疑、討論、採決 議案第36号 質疑、常任委員会付託
11	水	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例等審査）
12	木	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（管内視察）
13	金	委 員 会	午前9時	午後5時	常任委員会（管内視察）
14	土	休 会			
15	日	休 会			
16	月	議会運営 委 員 会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
17	火	休 会			
18	水	休 会			
19	木	本 会 議	午後2時	午後5時	常任委員会報告

議長（児玉信治君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日6月3日から6月19日までの17日間に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月3日から6月19日までの17日間に決定しました。

3 報告第 2号 平成25事業年度山ノ内町土地開発公社決算の報告について

議長（児玉信治君） 日程第3 報告第2号 平成25事業年度山ノ内町土地開発公社決算の報告について、報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 報告第2号 平成25事業年度山ノ内町土地開発公社決算の報告についてご報告申し上げます。

本案につきましては、理事会において議決を得たものを提出されたもので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長(児玉信治君) 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(内田茂実君) [議案に基づく補足説明]

議長(児玉信治君) 質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いいたします。

11番 湯本市蔵君。

11番(湯本市蔵君) 11番 湯本市蔵です。

清算ということなので、ちょっと事務的なのをお聞きしたいのですが、議案第1号の頭のところに清算人は竹節義孝と書いてあって、その下に清算人会議長、竹節義孝とあるのですが、この事業の報告を見ると、理事会の議決事項で第3号清算人の選任についてということがありまして、この清算人というのはどういうメンバーで何人いるのか、それと、会議というのはどうなっているのか、そこを説明お願いします。

議長(児玉信治君) 総務課長。

総務課長(内田茂実君) 清算人につきましては、すみません、2ページのほうを飛び越してしまいましたけれども、2ページのところのこの役員が清算人という形でございます。ですから、前で行きますと理事に該当する分につきまして清算人という形になってございます。これは、3月17日付で解散という形になりましたので、ここの5月13日の会議については、清算人の代表の竹節義孝、それから、議長が同じ清算人議長という形の中で、メンバーについては2ページの内容でございます。

以上でございます。

議長(児玉信治君) 14番 小林克彦君。

14番(小林克彦君) 少し勉強不足で申しわけないのですが、一般法人の場合は、清算しますと、これから一定期間を置いて債権者の受付をして、最終的に清算、登記で終了ということで実態がなくなるということですが、公社の場合は、これから清算会をつくって清算人の代表になられて、ここまで処理をしてきているのですが、これからですよ、最終的に実態がなくなるまでの期間の手続、それから最終的な資本の財産、これをどういう手続で、どこへ歳入に移っていくのか、それから、今の債権者の関係もそういう手続もこれからどういうふうに行われていくのか、今後の流れについて少しご説明願います。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答え申し上げます。

土地開発公社の清算につきましては既に始まってございます。清算人の届け出を3月27日に県知事のほうに提出をいたしまして、その中で清算人に対します債権の申し出期間という期間が生じてきます。これを2カ月やると、その中でその状況を公告をするという形になってございまして、最終の申し出期間が6月16日というところで、債権者の申し出がないときに当たります。その時点で清算の結了という形になろうかなというふうに思っております。それを受けて清算人の、3月17日以降の今度は清算機関の決算という形に移るとい形になります。その決算の状況につきましては、9月の議会という形で報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、土地開発公社の財産につきましてでございますけれども、山ノ内町土地開発公社の定款第26条第2項の関係でございますけれども、公社が解散した場合において、債務を弁償してなお残余財産があるときは、その残余財産は山ノ内町に帰属するというのが定款の第26条第2項に書かれております。今回の平成26年の第1号補正のほうにも計上してございますけれども、それを町のほうに帰属するという形の中で、基本的には土地開発基金のほうに積み立てるとい形の中で、土地開発公社の存続という話も3月の議会、前の議会でもございましたけれども、今後発生をする公共事業の取得等のために土地開発基金のほうに積み立てるとい形になります。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第2号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

4 報告第 3号 専決処分の報告について

専決第11号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（児玉信治君） 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について、専決第11号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第3号 専決処分の報告について、専決第11号 自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したも

のです。

専決第11号の内容であります、公用車と普通自動車の接触事故であります。

発生日時は、平成26年3月24日午後2時50分ごろ、発生場所は、大字平穩7148先、町道旭山発哺線であります。

相手の住所氏名は、長野市南千歳1-12-7新正和ビル、キャノンマーケティングジャパン株式会社長野営業所、運転者は江本周平氏であります。

和解日及び賠償金額は平成26年4月30日、金額では7万5,995円であります。

以上につきまして、平成26年4月30日付で専決しましたので、報告いたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

14番 小林克彦君。

14番（小林克彦君） 内容はともかく示談の内容ですけれども、過失割合の80対20というのは、これは当該保険会社も入っての示談割合でしょうか。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（柴草 隆君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 町のほうが責任が重いということの理由なのですけれども、どういう事故でこういうふうになっておるのか、町の職員、あるいはまた公用車の運転手というのは、模範的な当然安全運転に心がけなくてはいけないはずであるのにどういうことかと、その辺の関係をお願いしたいと思えます。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（柴草 隆君） お答えいたします。

事故の状況についてご説明をさせていただきます。

運転手は、シルバー人材センターの職員でございます。3月24日でございますけれども、中学校のアルpensキーの生徒部活活動送迎のために駐車場、こちらにつきましては志賀高原にございます河原小屋の駐車場でございますが、そちらの駐車場から町の公用車が道路に出ようとしたところ、左側から来た相手車両を見落としまして、公用車の左バンパーが相手側車両の右側後輪のタイヤハウスに接触をいたしまして、双方車両が破損したものでございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 今聞いていると、駐車場から出ようとしたと、本来であれば、バックで入れておけば前進でいいわけだね。出るというのはそもそも、出る場合は誘導がついて安全確認を補助してやらないと、そういう問題も出てくるのですけれども、80対20ということは結局こちらのほうが見落としたのが多いということなので、特に大型で、シルバーに委託しているにもかかわらず、そういう事故が起きるといことは非常にまずいことなので、そこら辺の反

省をぜひお願いしたいと思えます。

議長（児玉信治君） 教育次長。

教育次長（柴草 隆君） お答えいたします。

当該事故が発生いたしまして、町の担当係長からシルバー人材センターの山ノ内の所長のほうへ安全運転の指導の徹底の申し入れをいたしました。シルバー人材センターのほうにおきましても、十分注意するよう指導があったものでございます。

また、シルバー人材センターにおきましても、毎年1回運転手の交通安全大会を実施いたしまして、警察から講師等をお招きして交通安全の大会を実施しているということでございます。

以上です。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 専決処分の報告については、報告書のとおり受理することに決定しました。

5 報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話料金）

6 報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）

議長（児玉信治君） 日程第5 報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話料金）及び日程第6 報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）を一括上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話料金）、報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）の2件について、一括ご報告申し上げます。

報告第4号 放棄した私債権の報告について（有線放送電話料金）について申し上げます。

山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった有線放送電話料金について、債権放棄をしたものであります。

放棄金額は47万8,014円であります。

続きまして、報告第5号 放棄した私債権の報告について（水道料金）について申し上げます。

山ノ内町私債権管理条例の規定に基づき、徴収が困難となった水道料金については債権放棄したものであります。

放棄した金額は1,029万1,083円であります。

細部につきましては、報告第4号を総務課長、報告第5号を建設水道課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

報告第4号について、総務課長。

総務課長（内田茂実君） [議案に基づく補足説明]

議長（児玉信治君） 報告第5号について、建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） [議案に基づく補足説明]

議長（児玉信治君） これより一括質疑を行います。

12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） 12番 小淵茂昭です。

私債権放棄、条例にうたってあるとおりであります。今の説明詳細が意外とわかりづらいです。例えば報告第4号、放棄の理由ですが、この4番の生活困窮の定義は何ですか。そういう説明をやっぱりしていただかないと、なぜこういう基準値が出てきたか。それから、死亡の場合は後継者、あるいは関連する家族とかそういう者がいないのかどうか、そういう説明が今のところございませんでした。もう少し丁寧な内容説明をもう一度お願いします。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えいたします。

生活困窮者につきましては、私債権管理条例の放棄という形という中の第14条の関係でございますけれども、債務者が著しい生活困窮状態ということによって、これは生活保護を受けている者またはこれに準ずると認めたものというのが今の私債権管理条例の中でございます。

有線のほうにつきましては、5名の債務者については、全て生活保護を受けている者ではございません。中には入っている方もいらっしゃいますけれども、ただ、それに準ずる形の中で、何回も折衝をしたり、そういう形の中で相手方との話し合いをした中で判断という形でございます。

それから、その下の倒産の関係のほうは、これは会社等の関係でございます。

それから、債務者の今の第14条第1項第4号の該当する死亡の方につきましても、債権の関係は、あくまでもその契約した個人という形で判断をせざるを得ないということがございますので、家族の方等も話した経過等はございますけれども、あくまでも個人が亡くなっているという形の中での、近くに身寄りがない方もいらっしゃる内容でございますけれども、死亡したという形の中で4号に該当をさせて、放棄という手続をしてございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） 今、説明をいただいたのですが、死亡の中で、契約者が本人だから、本

人が亡くなれば契約破棄という、これはありますか。ということは、家族の中で世帯主が契約したから、あと家族は知らないという意味合いの今説明ですよ。そういうことが前へ出てくると、これ全町、全部に関係することで、単純に言えば、おやじが勝手に契約したから息子は知らないよと言え、この債権放棄になるのですか。そういう形の今説明だったと思いますが、そこをはっきりもう一度、説明をお願いします。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答え申し上げます。

ちょっと詳しくその死亡した内容等は、私もきちんと把握していなくて大変申しわけございませんけれども、基本的には個人でございますけれども、家族のほうに、その今の内容をご理解いただけるというものであれば、そこの方がお支払いをいただくという形で、あくまでも私が債権者ではないので、私が要は払う義務はないというふうに突っぱねた場合については、やむを得ないというふうに判断しております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 小淵議員にお聞きします。

ただいま4号ですが、5号についても同一の質問をしたらよろしいのですか、どちらですか、4号だけでいいですか。

小淵議員。

12番（小淵茂昭君） 内容については同じですから、5号についてもその定義の説明をお願いします。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

生活困窮者につきましては、先ほど総務課長から説明があった内容と重なる部分はありますが、生活保護または生活保護には至っておりませんが生活保護に近い状態、また、破産の寸前であるとか、病気で職につけず、生活を維持するためだけの収入しかないというような方でございます。

それから、破産、倒産については営業がほとんどでございます。

それから、所在不明につきましては行方不明ということで、こちらのほうでも調査を行いましたけれども行方がつかめない、また、国外へ出国してしまったという方もおります。それから、死亡につきましては相続されていない状態、相続人が確定していない、また、相続人がいないというような内容でございます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 私も同じことをお聞きしようと思ったのですが、条例はいいのですが、その運用に当たって、今言われたように、実際のケースでどうなっているかというのがお聞きしたいわけなのですが、今の説明だと、例えば生活保護、あるいは生活保護に準ずるといふことになると、逆のケースをいうと、生活保護を受けている人は、それで料金を払っている方は

おられないのかと、その生活保護の人はもう自動的に免除になるのか、その辺をまず1点お願いしたいと思います。

それから、死亡の場合ですが、当然、死亡しても負債も相続するわけですから、必ず相続人がそれを引き継ぐわけなので、その人が亡くなったから債権がどこかへ行くということはありません。得ないわけなので、その場合に、今言われた相続をする人がいないという、死亡というのではなくて、死亡に伴い相続する方がいないという理由にしてもらわないと、死亡で放棄というのはおかしいと思うんですけども、その辺をちょっと法律的にはっきりお願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えをいたします。

今の第1号の関係の生活困窮者につきましては、生活保護の方が全て債権を放棄するという条項ではありません。それにつきましては、その中の生活の状況、あるいはいろんな過去の滞納分等を勘案をしまして、これはもう払える能力がないというふうな形の中で判断をさせていただいたというふうな状況でございます。

それから、死亡のほうは、確かに債権も相続をするという形の中で、実際細かいところまで調べていなくて本当に申しわけないのですけれども、債権を全て相続しなくてもいいという部分も発生をする状況があります。ただ、相続したときに本当にほかの、負の債権だけを放棄するということはできないという状況が法律になっていますので、ほかのやつはどうなっているか、ちょっとそこまでは調べていなくて申しわけないのですけれども、一応そういう形の中で、死亡して交渉の中で、どうしてもそのもらえない部分については一応ここに該当させているという状況でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 生活保護の関係につきましては、今の総務課長の説明の内容でございます。また、死亡につきましても、先ほど申しましたとおり、推定相続人はいらっしゃるのですけれども、相続の手続がされておらず、そこへ請求することができない状況がございます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） この私債権の放棄の条例ができたことによって、こういうふうに報告されれば、そうですかということで認めて、安易になってしまうとなおさら困るので、これはやっぱり運用に当たっては、我々ももつともだというような形でやっぱり運用していただきたいというふうに思う次第です。内容はここでわかりませんが、よろしく申し上げます。

議長（児玉信治君） 14番 小林克彦君。

14番（小林克彦君） 私も、先ほどの第14条第4号の死亡の件です。せっかく大変な時間をかけて、早くからこの条例をつくって私債権の整理をしようということで、非常に事務処理上も大変有効だとは思いますが、死亡の方のその後の追跡については、少し公平感を欠く

のではないかというふうに思います。当然、普通からいけば、3カ月以内の放棄とか限定承認とかということになれば、こういうことも死亡でという名目になるのかもしれませんが、しかし、そうでなければ、相続人が生活困窮者だったとかということになるのだと思います。

ですので、今後については、やっぱり死亡の場合も、すぐは徴収できないかもしれませんが、それは法定相続人、どなたに請求してもこれは構わないわけです。だから、できれば同居していたか、しなくてもいいのだと思いますけれども、どなたも同じ債権債務、相続権利を有していらっしゃる方々へ、そちらへまず追跡をしていただくと、その上できちんと説明できるようにしていただきませんか、拡大解釈で処理をされるということは、この条例を設けた趣旨と大きくずれてまいりますので、よくよくご注意をお願いしたいと思いますが、総務課長からだけ伺いたいと思います。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答えを申し上げます。

死亡につきまして、今、各議員さんのおっしゃる内容を十分考慮いたしまして、死亡につきましても追跡調査をして、平等を欠くことのないような形で処理してまいります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 1点お尋ねしたいのですが、私債権の放棄というか、これにつきまして、その後の施設だとか設備の撤去、あるいは契約のやり直しみたいなことというのは、どういうふうに進めていくのでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） 有線につきましては、生活困窮者につきましては全ての私債権を放棄したわけではございませんので、一部、今の過去の分の放棄という部分もございます。ですから、今の施設が残っている方もございます。また、生活困窮という形の中で撤去を、もう既に要は廃止手続をした人もございます。施設については、全てが撤去しているわけではございませんけれども、部分的には撤去をしている部分もございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 今の総務課長の説明の内容も一部ございますが、その家から全くいなくなったという場合につきましては、私どもも管理上、水をとめるなどの措置を行います。推定の相続人がいられる場合につきましては、現年度分等につきましては、その方に請求を出しております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 契約は個人というお話だったのですけれども、その場合には契約を、現存

している推定相続人と契約はし直して供給するということですか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） 手続はとっていただいております。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

お諮りします。報告第4号及び報告第5号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号及び報告第5号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

7 承認第2号 専決処分の承認について

専決第3号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）

議長（児玉信治君） 日程第7 承認第2号 専決処分の承認について、専決第3号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第2号 専決処分の承認について、専決第3号 平成25年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費及び地方債の補正で、事業の実績などによるものでございます。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ2,272万8,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,461万1,000円としたものであります。

繰越明許費は、子ども・子育て支援新制度による電子システム構築等について350万円を計上したものであります。

地方債の補正は、事業費の確定により過疎対策事業と国土保全対策事業の2件について、限度額を減額するものでございます。

補正予算の歳入から申し上げます。

町税につきましては、最終の決算見込みにより町民税個人、固定資産税、町たばこ税、入湯税の項目において補正を行ったものでございます。

利子割交付金では、交付額が確定したことによります減額であります。

地方交付税につきましては、国の補正により普通交付税で調整があったことによる増額と、特別交付税の交付額決定による増額補正であります。

分担金及び負担金につきましては、町単土地改良事業などの事業費確定による補正でありま

す。

また、使用料及び手数料につきましても、実績精算によります減額であります。

国庫負担金、国庫補助金、県負担金、県補助金につきましても、事業確定によります補正であります。

県支出金の委託料も、参議院議員通常選挙費でありますので、精算による減額であります。

財産収入は、基金利子の見込みにより減額、また、寄附金は一般寄附金で減額、ふるさと納税の増額であります。さらに、ABMORI事業への寄附金を計上いたしました。

さらに、繰入金では、財政調整基金の繰り入れをなくしました。ふるさと・水と土保全基金繰入金は、実績による減額であります。

諸収入では、受託事業収入として国道歩道除雪受託金が精算により増額、雑入では実績による補正であり、地域福祉センター管理収入、消防団員退職報償金、日本スポーツ振興センター共済給付金などにおいて減額補正であります。

町債では、過疎債の11事業、国土保全対策事業において実績による減額であります。

続いて、歳出について申し上げます。

総務費の企画費では、申請実績により定住促進住宅建築工事費等支援などの減額。基金費では、財政調整基金元金の積み立ての補正であります。選挙費につきましては、実績によります減額補正であります。

民生費の社会福祉費につきましては、障害福祉サービス、通所サービス利用促進事業、老人保護措置など、実績によります減額であります。また、保育所費につきましても、ほなみ保育園大規模改修設計委託料において精算による減額補正であります。

保健衛生費では、北信総合病院再構築負担金、以下、実績によります減額補正であります。

農林水産業費につきましては、国土保全特別対策事業、有害鳥獣駆除事業等の精算によります減額補正であります。

商工費についても、緊急雇用創出事業で行いましたラジオでの県域特別宣伝の事業費確定、また、上林テニスコートの修繕の実績によります減額であります。

土木費につきましては、3月議会補正第5号で9,000万円を増額した町道除雪費ですが、3月の降雪があったため、さらに不足分1,150万円を増額いたしました。平成25年度の町道除雪費はこれで2億4,000万円を超え、過去最高となったところでございます。ほかに側溝修繕工事、道路改良事業につきましては、事業費確定によります減額であります。

消防費につきましては、消防団員退職報償金の実績によります減額であります。

教育費につきましては、財源補正とともに事業精算によります補正であります。

諸支出金の特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計への繰出金が、事業精算によります減額であります。

細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（内田茂実君） [議案に基づく補足説明]

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

3番 西宗亮君。

3番（西 宗亮君） 1点お願いします。

資料10ページのところで、町税収入でもって入湯税がございますが、補正前、いわゆる当初予算7,700万、そして補正で420万落としてあると、これについては実績というようなことでございますけれども、420万円というと、大人で換算しますと2万8,000泊人、つまり2万8,000人が1泊したときの入湯税に匹敵するのが420万円になろうかと思えます。ということは、観光客の25年度の宿泊者数というのは、対前年減になっているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

議長（児玉信治君） 税務課長。

税務課長（大井良元君） 今ほどの客数につきましては、改めて事実確認はしておりません。ただし、収入見込みとしてこの予算額には達しないという見込みで減額をしております。改めて前年と比べての決算上は減となりますけれども、実際のところの入り込みとか、そういうものに影響しているかというのはちょっとわかりません。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（藤澤光男君） お答えします。

25年度の観光地利用者統計の数字で申し上げますと、全体で日帰りのお客様も含めて、温泉地、志賀高原、北志賀高原含めて469万1,900人ということで、前年対比103.3%の増ということになっておりまして、入湯税の減額と、この観光地の利用者数の増の因果関係については、今のところまだ分析はしておりません。

以上です。

議長（児玉信治君） 14番 小林克彦君。

14番（小林克彦君） 30ページの土木費、町道除排雪になっていまして1,150万円、先ほど説明にもありましたとおり、6号補正でたしか9,000万でした。土木費の当初予算が4億円、前回、私3月議会するときにも質問させていただきましたし、また9月でもちょっとやらせていただきたいと思うんですが、非常に土木費の中で、これだけの4億円のうちの3億円ということで、非常に苦しくなっている、土木費の要するに恒久化がしているわけなのですけれども、これは9,000万の後で、またこれだけの補正が出てきたという主たる要因は何なのでしょう。お願いいたします。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

3月の補正の要求の段階では、2月の豪雪が予想されませんでした。その後、豪雪がありまして、急遽財政関係と打ち合わせをしまして、補正、最終的に3月のときには9,000万円という数字を出したのですが、予想に比べてその影響が大きかった、除排雪も含めてですけれども、また、3月の降雪も例年に比べて降雪の日が多かったというような状況もございまして、私どもの方の見込み誤りという面がございました。

議長（児玉信治君） 14番 小林克彦君。

14番（小林克彦君） 私は、課長というか担当者の見込みが甘かったというような話ではないのだらうと思うんですよ。今後、この土木費全体の金額と、それから、町道の特に排雪についてのことの検討を、ここ10年ほどの土木費の中に占める町道除排雪費の割合からして、今現在、来年度予算に向ける基本的な考え方としてどうすべきかと、あり方の検討をするようなお考えはあるのでしょうか。

議長（児玉信治君） 建設水道課長。

建設水道課長（渡辺千春君） お答えいたします。

排雪につきましては、できるだけ経費を抑えたいということで、自然の雪解けをできるだけ待ってはおりますが、耕作の関係で、そこの地主の方に要望された場合には、次のシーズンに雪を入れては困るというような話になっても困りますので、できる範囲で、持ち出す場合もありますけれども、ほぐすだけというふうにしている場合もございます。排雪につきましては、気温が上がれば解けるということがございますので、そこら辺の基本的なところは踏まえてはおりますけれども、除雪の反省会を、業者さんを集めてこれから行います。できるだけ余計と思われるような排雪はしないでいただくような形をとっていきたいというふうに考えております。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 15番 渡辺正男です。

29ページですが、林業振興費の特定財源ということで「いのちを守る森」づくり寄附金83万円ということとなっておりますけれども、これだけ見るとちょっと処理の仕方がどうなのか、その辺がちょっとわかりづらくて、基金のほうに積んで云々とかそういう、年度が違うのでどういう処理だったのかというのがわからないので、この辺をちょっとわかるように説明いただけますか。

議長（児玉信治君） 農林課長。

農林課長（生玉一克君） 基金については、総務課で管理しておりますので、総務課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） お答え申し上げます。

25年度の分につきましては、実行委員会のほうに、負担金ということで町のほうから25年度分のほうに入ってきてございます。その関係で、財源内訳につきましては、ここに83万円とい

う形でのってございまして、支出のほうには出ていないというのが、25年度の段階でも負担金ということを出してあるという形でございます。

基金につきましては、基金条例の中では、来たやつを全部積むということではなくて、ある程度その今の負担金として出す、その中で決算上にも必ずその負担金が出てきます。それで、負担金として実行委員会に繰り出して、その中で余った金額については、ここの基金に積み込むという形になってございますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） この補正予算のこれだけを見たのでは全くわかりません。実行委員会に負担金で出ているということがわかりませんよ。基金の設置条例はたしか私たちも認めたと思うので、その関係からいっても、特に寄附して下さった皆さんに対してわかりやすいような形でということが、きっと海老蔵さんサイドからの、それもあって、町で基金という形になったのだというふうに理解しておりますし、その点からいっても、この形ではちょっと、今説明を聞いてもまだわかりません。一般の人はもっとわからないのではないかと思います。私が寄附したのはどうなったのだというふうに、きっと言われてしまうのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） ですから、歳入のほうに関しましては、農林水産省寄附金というところで、ここで83万ということで表に出しているわけです。これが今の25年度でいただいたAB MOR I基金と、寄附金の内訳という形でここに入ってきていると、どこにいったのかわからないということではなくて、ここに入っているということでございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 歳入は私も理解しています。先ほど寄附金のところで説明いただいたのでわかっていますが、要は、その83万円がどこへ使われたのかというのがこれではわからないのではないですかということなのです。

議長（児玉信治君） 総務課長。

総務課長（内田茂実君） ですから、ここの補正にはちょっと顔を出していないというところもあるのですけれども、実行委員会のほうに負担金ということを出してございますので、実行委員会の中で明細で報告されてくるという形でございます。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 11番 湯本市蔵です。

最終補正ということなので1つお聞きしたいのですが、29ページの体育センター施設費のテニスコート修繕工事、これ650万ばかり減額になっていますが、事業が終わった時期と、最終

補正まで待たなくては補正できなかった理由というのをお願いしたいのですけれども。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（藤澤光男君） お答えします。

事業の完了が3月末でございます。それで確定しまして、今回の減額補正ということでお願いしました。

議長（児玉信治君） 11番 湯本市蔵君。

11番（湯本市蔵君） 事業はそうなのですが、実際の工事は、工期はいつからいつぐらいだったのですか。

議長（児玉信治君） 観光商工課長。

観光商工課長（藤澤光男君） お答えします。

詳細が手元に、資料がなくて申しわけありませんけれども、たしか去年の9月からことしの3月末までということだと思います。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

8 報告第6号 平成25年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について

議長（児玉信治君） 日程第8 報告第6号 平成25年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について、報告書の提出がありました。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第6号 平成25年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告について申し上げます。

平成25年度山ノ内町一般会計予算の繰越報告につきましては、平成25年度一般会計予算のうち、3月議会の補正予算（第5号）で繰り越しのご承認をいただきました台風18号、豪雪災害に係る農業用施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業の2事業につきましては、繰り越しをした額の合計で2,582万9,000円でありました。

さらに、3月議会の最終日に繰り越しの承認をいただきました補正予算（第6号）、2月豪

雪災害に係る被災農業者向け経営体育成支援事業につきましては、繰り越しをした額が8,190万円でありました。

また、3月28日、専決第3号補正予算（第7号）の子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等については、350万円を繰り越したものであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、翌年度繰越額を1億1,122万9,000円としましたので報告するものでございます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第6号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

9 承認第3号 専決処分の承認について

専決第4号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

専決第5号 平成25年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

専決第6号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

専決第7号 平成25年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

専決第8号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（児玉信治君） 日程第9 承認第3号 専決処分の承認についてを上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

（議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。）

議長（児玉信治君） 以上5件の専決について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第3号 専決処分の承認について、専決第4号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から専決第8号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの5件について一括ご説明申し上げます。

専決第4号 平成25年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、事業勘定では歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,274万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億85万1,000円とするものであります。直営診療施設勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万円を減額し、予

算の総額を歳入歳出それぞれ691万7,000円とするものであります。

事業勘定の歳入の主な内容は、保険給付費の決算見込みによる国・県支出金の減額及び各交付金の減額によるものであります。

歳出の主な内容は、決算見込みによる保険給付費の減額と、基金積立金の増額であります。

直営診療施設勘定の歳入の主な内容は、基金繰入金の減額であり、歳出の主な内容は、北部診療所改修工事に伴う事業の精算による減額であります。

専決第5号 平成25年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,456万円とするものであります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料を28万9,000円増額し、手数料を1万5,000円減額、一般会計繰入金を69万3,000円減額、諸収入を5万1,000円減額するものであります。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を32万円減額し、諸支出金を15万円減額するものであります。

続いて、専決第6号 平成25年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、予算総額から歳入歳出それぞれ244万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,872万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、介護保険料1,400万円を増額し、介護給付費の確定から県支出金の介護給付費負担金を843万2,000円減額し、繰入金では一般会計繰入金698万5,000円減額、諸収入の雑入を101万9,000円減額するものであります。

歳出につきましては、介護給付費の確定から介護サービス等諸費で3,980万円減額し、地域支援事業費では事業精算で282万2,000円を減額、基金積立金では支払準備基金元金積立金を4,017万7,000円増額するものであります。

専決第7号 平成25年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ275万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,619万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、下水道分担金67万円、下水道使用料85万円、手数料13万円を増額したほか、繰入金を440万5,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、下水道事業86万5,000円及び維持管理費174万円、公債費15万円の減額で、事業費の精算によるものであります。

専決第8号 平成25年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算から歳入歳出それぞれ92万円を減額し、予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ1億1,170万5,000円とするものであります。

歳入では、使用料18万円を増額し、一般会計繰入金110万円を減額するものであります。

歳出では、維持管理費の92万円の減額で、事業の精算によるものであります。

細部につきましては、専決第4号を健康福祉課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

専決第4号について、健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君） [議案に基づく補足説明]

議長（児玉信治君） これより一括質疑を行います。

15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） それでは最初に、国民健康保険の補正についてお願いいたします。

ページは13ページ、歳出のところで質問をしたいと思うんですけども、一般被保険者の療養給付費ということで、保険給付費全体で1億からの減額になっている、そのことが歳入のほうでも、それぞれ国や基金から来る歳入が減っているというふうに理解をするのですが、なぜこの医療費が見込みよりもかなり減っているのか、この辺の動き、何%増を見て、結果的に何%減ぐらいになりそうだとか、ここ2年ぐらいの動きの中で、こんなふうに医療費全体が動いてきているというようなことの中で説明いただきたいなというふうに思います。かなりここに来ての最終補正ということなので、金額も大きいので、全体の保険給付費、今年度に入ってから動きもあると思いますけれども、そんなことで今までの2年、3年の経過の中で、どんなふうに保険給付費が変化してきているか、その辺も含めて今回減った原因についてもお願いしたいと思います。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君） お答えいたします。

経年についての変化につきましては、まだ精査してございませんけれども、この医療費、それから介護給付費、ともに減ってきております。これにつきましては今分析中ではございますが、一つの一因としては、今健康福祉課のほうでやっております健康特定健診等のこと、それから運動教室等によりまして、やはり町民の皆様が健康に対する意識づくりが大分できてきたのではないかなということ、やはり健康になられて、薬を飲まれる方は当然投薬を続けていただいで、重症化を防ぐということをやっている結果がある程度反映されてきたのかなというふうに考えております。細かい数字につきましてはまだ分析してはおりませんが、ただ、県平均、もしくは国平均の給付費の伸びよりも大分小さいのかなと思っております。ただ、国保の伸びにつきましては、24年度が特に伸びが小さかったものですから、それよりも大分今回は上がっております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） 詳しい分析を待ちたいというふうに思いますけれども、20ページ、同じ国民健康保険ですけれども、最終的に基金積み立てということで、基金から500万、先ほど説明がございました、取り崩す予定で当初予算はスタートしておりましたが、最終的には取り崩し額ゼロで、積み立てが4,110万9,000円ということで、この中には法定外繰り入れ3,000万円も含まれているというふうに理解をします。昨年度も、法定外繰り入れをそのまま当初予算額を入れていただいて、24年度末でこの基金は7,277万というふうになっておりますので、今回この積み立てがありますと1億1,000万を超える基金になるわけです。その中で、法定外繰り入れが2年連続満額入っているということなのですけれども、医療費自体が保険給付費が減ってきているという中で、基金がふえているということなんですよ。これ実際には、もっと深い議論をしなければいけないのではないかとはい思いますけれども、担当として、この1億1,000万を超える基金、それから医療費がそんなに伸びていないというようなことの中で、この辺についてどんなふうにお考えですか。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君） お答えいたします。

一般会計からの法定外繰り入れの3,000万につきましては、先ほど一般会計のほうで総務課長のほうから説明がありましたとおり、一般会計からいただきまして国保会計のほうに入れております。ですから、ご指摘のとおり、基金に積む分、お金に色はございませんが、その中に入っているという解釈をしております。

それから、基金の関係で1億1,000万になるということでございますが、今回積む基金につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、国全体、もしくは県平均よりも町の保険給付費の伸びは低くなっております。ただし、事業費の精算ということで国・県の補助等が来るわけなのですが、国につきましては概算で来ますので、国の平均よりも下回った分は翌年度お返しする分になります。ですから、今回のこの繰越金につきましては、保険給付費が下回ったことで、本年度余計にいただいた国の分をお返しする原資になるというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） それでは、介護保険のほうでお願いしたいと思います。

介護保険会計の補正の4ページの歳入なのですけれども、1号被保険者の保険料ということで、ここで1,400万プラスの補正なのですが、最終段階に来てこのプラス補正というのはちょっと理解しづらいです。もともと例えば先ほどの雪害があつて納めづらくなって、固定資産税なんかは減額のそういう見込みをしたというのはありますけれども、この1号被保険者の場合は、ほぼ年金から引き落としというようなことで、この最終まで1,400万という額を補正しないで来るということ、ちょっとその辺が私とすれば理解できないので、この辺をちょっと説明いただきたいと思います。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君） お答えいたします。

こちらにつきましては、当初の第1号被保険者の保険料につきまして厳しく見過ぎていたということと、それから、新しく第1号被保険者になられる方、要は65歳になられる方ですが、その所得段階の違いも影響が出ております。ちなみに、平成24年の実績でいきますと、2億9,700万の収入がございましたので、その分がちょっと厳しく見ていた分、それから、その残りの差額につきましては、今の所得の見方の関係、それから、あとは若干の被保険者数の推計、亡くなったり、転出という見方の部分での差異だと思っております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 15番 渡辺正男君。

15番（渡辺正男君） これで最後になると思います。

同じ介護保険会計補正予算の8ページです。

支払準備基金積み立てについてなのですが、やはりこれも一応3年間、それぞれの介護保険の場合は保険料の設定をするときに3年間でフラットになるようにするために、1年目は積み立て、2年目はすっぺこっぺの、3年目は崩してゼロになって終わるといような形が支払準備基金との関係かなというふうに私は思っているのですが、それで考えますと、今回4,017万7,000円の準備基金元金積み立て、これも24年度にも4,200万を積んでいるのですよ。現在の24年度末の残金が6,846万5,000円というような、こういった基金になっています。今回4,000万を積みますとやっぱり1億超えるのですよ。これは、3年の介護保険の期でいきますと、この25年度は真ん中の年、26年度が最後の5期ということで考えますと、理論的にいえば、この1億円からを26年度で取り崩すというのが、クッション的な基金の使い方とすればそういうことだと思うんです。ところが積み立てなんですよ。1億をまず使い切れっこないというふうに私は思うんですが、介護保険の歳入を厳しく見過ぎていたというようなことも先ほどちらっとありましたけれども、もともと介護保険料のこの3年間の設定自体が、やっぱり高く見ていたというか、厳しく値上げし過ぎたという言い方もちょっと言い回しの難しいですけども、設定が高かったからこそこういう基金になっているのだと私は思うんですけども、その辺どうですか、課長として。

議長（児玉信治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君） お答えいたします。

第5期介護保険計画の作成に一部携わった者としてお答えいたします。

第5期の計画のときには、特養の施設、要はフランセーズ悠が100床ふえるという予定、それから、デイサービスがふえるという予定で計画をつくっておりました。そのことで必要な給付費を見込み、必要な保険料を算出したものでございます。その中で、さらに中野市等でもデイサービスがふえております。

ただ、そうは言っても、今回実績といたしまして、ちょうど本来ならばイコールになるとこ

ろで基金に積むようになったというのは、今、施設関係の入所者数は介護保険計画の人数に達しております。ただし、入っていらっしゃる方々が介護度の低い方が入っておられます。それから、認定につきましても介護度の低い方、介護の2とか、そういった方が多ございます。なものですから、当初見込んでいたよりも人数的には同じなのだけでも、かかる給付費が違うということから、そういった差が出てきております。

ですから、少なくとも、でき得れば介護2から介護1のほうに移行していただきたいのですが、やはりお年とともにだんだん上がっていくということがございますので、たまたま想定よりも介護度の低い方が多かったということで、これからはどんどんふえていくというふうに予想しております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（休憩）

（午前11時54分）

（再開）

（午後1時00分）

議長（児玉信治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10 承認第4号 専決処分の承認について

専決第9号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

専決第10号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第10 承認第4号 専決処分の承認について、専決第9号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について及び専決第10号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

以上2件の専決について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第4号 専決処分の承認について、専決第9号 山ノ内町税条例の一

部を改正する条例の制定について、専決第10号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、一括ご説明申し上げます。

本案は、いずれも地方税法の一部を改正する法律などが平成26年3月31日に公布されたことに伴い改正したものであります。

専決第9号の町税関係につきましては、個人住民税における給与所得控除の上限額の引き下げ、法人住民税における法人税割の一部国税化、軽自動車税における標準税率の引き上げなどがあります。これらに関する町条例の改正であります。

専決第10号の国民健康保険税関係につきましては、国の社会保障制度改革により、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減措置が見直されたものであります。

細部につきましては、税務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（大井良元君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（児玉信治君） これより一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第4号を採決します。

承認第4号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

11 議案第33号 よませ保育園改修工事（建築）請負契約の締結について

議長（児玉信治君） 日程第11 議案第33号 よませ保育園改修工事（建築）請負契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第33号 よませ保育園改修工事（建築）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、よませ保育園老朽化に伴う改修工事で、6,598万8,000円にて長電建設株式会社山ノ内営業所と請負契約をするため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、健康福祉課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（成澤 満君） [議案に基づく補足説明]

1 2 議案第34号 北信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北信地域町村交通災害共済事務組合同規約の全部変更について

議長（児玉信治君） 日程第12 議案第34号 北信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北信地域町村交通災害共済事務組合同規約の全部変更についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 議案第34号 北信地域町村交通災害共済事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び北信地域町村交通災害共済事務組合同規約の全部変更について申し上げます。

今回ご提案させていただく議案は、町が一部事務組合の構成員として加入しております北信地域町村交通災害共済事務組合において、12月の議会全員協議会でご説明したとおり、エリアの人口減を見据えての組織の効率化と給付内容の向上等を目指して、東信地区交通災害共済組合と統合する方向で進んでいることによるものであります。

これにより、一部事務組合の事務の変更、構成員数の増と規約の全部変更が必要となっておりますので、組合から町に地方自治法第286条に基づき協議申し出がされております。

また、この協議につきましては、地方自治法第290条から議会の議決事項でございます。

つきましては、一部事務組合の統合に伴う事務の変更（名称変更も）、構成員数の増と規約の全部変更の協議について、別紙のとおり議会の議決を求めるものであります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

1 3 議案第35号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）

議長（児玉信治君） 日程第13 議案第35号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 議案第35号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）についてご提案申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算それぞれ1億1,842万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,042万円とするものであります。

歳入の主なものについて申し上げます。

国庫支出金の国庫補助金では、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金への振りかえであります。

県支出金の県補助金では、克雪住宅普及促進事業であります。屋根に融雪装置を設置した、その経費に対するの補助であります。また、農林水産業県補助金では、被災農業者向けに経営体育成支援事業として、雪害補助範囲が今年の11月まで拡充されたものによるものであります。

財産収入では、出資金返還金と残余財産収入については、土地開発公社解散によるものでございます。

繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金を財源調整として増額補正するものであります。

諸収入の雑入では、コミュニティ助成事業3件分の計上であります。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費の一般管理費では、臨時職員賃金を社会福祉総務費に振りかえるものであります。

企画費では、穂波温泉区と上条区分のコミュニティ助成事業補助金、申請が好調である住宅用太陽光発電システム設置費補助金を増額、移住促進家賃補助金については新設補助事業であります。町外からの転入者が対象となるもので、補助費用の計上でございます。

続きまして、民生費では、子育て世帯臨時特例給付金事業電算業務への振りかえであります。

農林水産業費の農業費では、備品購入費で、GIS対応パソコンの購入費、また、歳入で申し上げました被災農業者向けに経営体育成支援事業の補助費用を増額補正であります。

ブランド農業推進費では、「だからうまい清流そだち」のパンフレット、ポスターの増刷費を計上。

耕地事業費では、安全な地域づくり事業として原材料費の補正であります。

林業費では、林道笠岳線、上条山林道修繕のための機械借り上げ料等の計上などあります。

商工費の観光振興費では、2件分の空き家店舗等活用事業補助金、特別誘客推進事業、また、ラジオ宣伝を継続させるための観光宣伝特別対策事業費の計上であります。

土木費の道路橋梁費では、修繕要望に対応するための計上ですが、道路維持費の融雪施設修繕には、佐野角間インターの取り付けであります北原4号線の道路融雪機能改善工事費、道路新設改良費では、町道旭山発咄線スノーシェルター防水工事費の計上であります。

また、河川費には、土砂防指定の一の瀬急傾斜工事の調査費の町負担分を計上いたしました。

消防費は、財源振替のみであります。消防団の簡易デジタル無線購入に充てられます。

教育費の教育総務費では、通信機器を使用したE S D、持続可能な開発を実現するための教育情報を発信するための事業経費を補正計上したものであります。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費として、上条大堰と林道菅入り線の復旧工事費を計上したものであります。

細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（内田茂実君） 〔議案に基づく補足説明〕

1 4 議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第14 議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第36号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

本案は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済基金等から、市町村に支払われる消防団員退職報償金支払額が引き上げられたことにより、消防団員等公務災害等責任共済等に関する法律施行令の改正に準じ、本条例の支給額の改正をします。

細部につきましては、消防課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（児玉信治君） 補足の説明を求めます。

消防課長。

消防課長（阿部好徳君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（児玉信治君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散 会）

（午後 1時36分）